

最高裁秘書第2709号

令和元年5月27日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月24日付け（同月25日受付、最高裁秘書第2310号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和63年3月25日付け家一第90号家庭局長通達「家事審判に関する官報公告様式の定型化等について」（片面で13枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

## 家事審判に関する官報公告様式の定型化等について

昭和63年3月25日家一第90号家庭裁判所長  
あて家庭局長通達

改正 平成12年1月26日家一第25号  
平成12年3月15日家一第78号  
平成24年12月6日家一第004541号

官報公告の横組み化に伴い、独立行政法人国立印刷局と協議の上、別添の「官報公告原稿の定型様式及び作成要領」を定めましたので、昭和63年5月11日以降の標記の官報公告の申込みについては、これによつてください。

なお、昭和55年12月26日付け最高裁家一第479号家庭局長通達「家事審判に関する官報公告様式の定型化について」は、昭和63年5月10日限り、廃止します。

おつて、定型原稿用紙（官報公告定型番号第15号、第16号、第18号、第19号及び第29号まで）は、各家庭裁判所あてに別途送付します。

別添

### 官報公告原稿の定型様式及び作成要領

1 次の官報公告原稿について、定型原稿用紙（以下「定型様式」という。）を別紙1（官報公告定型番号の第15号、第16号、第18号、第19号及び第29号まで）のとおり定める。

- (1) 失踪に関する届出の催告（定型番号第15号）
- (2) 失踪宣告（定型番号第16号）
- (3) 相続財産管理人の選任（定型番号第18号）
- (4) 相続権主張の催告（定型番号第19号）
- (5) 繼続用紙（定型番号第29号）

2 定型様式による官報公告原稿の作成に当たつては、別紙2の記載例1、2、4及び5までを参照するほか、次の定めによる。

なお、公告を誤つた場合の正誤公告文の原稿作成については、別紙2の記載例6を参照する。

#### (1) 失踪に関する届出の催告（記載例1参照）

イ 未帰還者に関する特別措置法に基づく戦時死亡宣告の場合には、上部欄外に戦と朱書きし、①を「未帰還者に関する特別措置法に基づく戦時死亡宣告」と、②を「今次戦争による生死不明者」と、③を「戦時死亡宣告」と、④を「生死不明者」と、⑤を「所在」とそれぞれ訂正した上、申立人については「何都道府県知事何某」などと表示し、「最後の所在」としては判明している最後の場所、所属部隊等を記載する。

ロ 数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升に1字を、その他については、1字の場合は1升に1字を、2字以上の場合は1升に2字を記載する。

ハ 氏名は5字取り（5文字未満は姓名間に空白を入れ5文字にする。例：甲野□□茂）で記載する。

ニ 数件の同種の公告を行う場合には、1件ごとに定型原稿用紙を使用する。ただし、本籍及び最後の住所を同じくする複数の不在者について氏名及び生年月日のみ併記した場合に限り1件扱いとする。

#### (2) 失踪宣告（記載例2参照）

イ 戦時死亡宣告の場合には、「最後の住所」を「最後の所在」と、「不在者」を「今次戦争による生死不明者」とそれぞれ訂正し、上部欄外に戦と朱書する。

ロ 宣告取消の場合には、「宣告」の次に「取消」と記載し、「最後の住所」・「不在者」につき適宜、必要な補正を加える。

ハ 数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升に1字を、その他については、1字の場合は1升に1字を、2字以上の場合は1升に2字を記載する。

二 年号、裁判所名については、不要文字を二線で抹消する。

ホ 数件の同種の公告を行う場合には、1件ごとに定型原稿用紙を使用する。ただし、本籍及び最後の住所を同じくする複数の不在者について氏名及び生年月日のみ併記した場合に限り1件扱いとする。

(3) 相続財産管理人の選任(記載例4参照)

イ 数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升に1字を、その他については、1字の場合は1升に1字を、2字以上の場合は1升に2字を記載する。

ロ 年号、裁判所名については、不要文字を二線で抹消する。

(4) 相続権主張の催告(記載例5参照)

イ 数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升に1字を、その他については、1字の場合は1升に1字を、2字以上の場合は1升に2字を記載する。

ロ 年号、裁判所名については、不要文字を二線で抹消する。

3 官報公告原稿(平成12年1月26日付け最高裁家一第25号家庭局長通達「「家事審判に関する官報公告様式の定型化等について」の一部改正について」の付記3に定める官報公告の申込みの原稿(以下「付記3の原稿」という。)を含む。)は、ワードプロセッサ又はコンピュータを使用して作成することができる。その場合には、次の事項に留意して作成する(記載例7参照)。

(1) 用紙は、日本工業規格A列4番縦を使用する(付記3の原稿の場合はB列5番横の使用も可)。

(2) 1行の文字数は、全角で22文字分とする。

(3) 原稿は、2に準じて作成する。

なお、升目及び1字空けを意味する升目の中の斜線は付けなくても差し支えない。

付記(平成12.1.26家一第25号)

1 この通達は、平成12年4月1日から実施する。

2 禁治産若しくは準禁治産を宣告する審判又はその取消しの審判でこの通達実施前に確定したものについての官報公告の申込みについては、なお従前の例による。

3 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者に係る官報公告の申込みについては、付記2によるほか、なお従前の例による。

付記(平成12.3.15家一第78号)

この通達は、平成13年1月1日から実施する。

付記(平成24.12.6家一第004541号)

この通達は、平成25年1月1日から実施する。

失踪に関する届出の催告											
次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立て											
があつたので、不在者は、届出期間満了の日まで											
に当裁判所に生存の届出をしてください。届出が											
ないときは、失踪宣告を受けることになります。											
また、不在者の生死を知る者は、同日までにその											
旨当裁判所に届け出てください。											
平成 年(家) 第 号											
(申立人の住所)											
申立人											
本籍											
最後の住所											
不在者											
明治・大正・昭和・平成年月日生											
届出期間満了日 平成年月日											
家庭裁判所 支部・出張所											

(CODE:1653)

## 記載要領

- 1 未帰還者に関する特別措置法に基づく戦時死亡宣告の場合には、上部欄外に懸と朱書きし、①を「未帰還者に関する特別措置法に基づく戦時死亡宣告」と、②を「今次戦争による生死不明者」と、③を「戦時死亡宣告」と、④を「生死不明者」と、⑤を「所在」とそれぞれ訂正した上、申立人については、「何都道府県知事何某」などと表示し、「最後の所在」としては判明している最後の場所、所属部隊等を記載する。
- 2 数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升に1字を、その他については、1字の場合は1升に1字を、2字以上の場合には1升に2字を記載する。
- 3 氏名は5字取り（5文字未満は姓名間に空白を入れ5文字にする。例：甲野口口茂）で記載する。
- 4 数件の同種の公告を行う場合には、1件ごとに定型原稿用紙を使用する。ただし、本籍及び最後の住所を同じくする複数の不在者について氏名及び生年月日のみ併記した場合に限り1件扱いとする。

(A 4)

失 踪 宣 告									
平成	年	(家)	第				号		
本籍									
最後の住所									
不在者									
明治大正昭和平成	年	月	日	生					
平成年月日失踪宣告審判確定									
家庭裁判所							支部出張所		
							裁判所書記官		

卷之三

- 記入規定

  - 戦時死亡宣告の場合には、「最後の住所」を「最後の所在」と「不在者」を「今次戦争による生死不明者」とそれぞれ訂正し、上部欄外に⑩と朱書する。
  - 宣告取消の場合には、「宣告」の次に「取消」と記載し、「最後の住所」・「不在者」につき適宜、必要な補正を加える。
  - 数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升に1字を、その他については、1字の場合は1升に1字を、2字以上の場合は1升に2字を記載する。
  - 年号、裁判所名については、不要文字を二線で抹消する。
  - 数件の同種の公告を行う場合には、1件ごとに定型原稿用紙を使用する。ただし、本籍及び最後の住所を同じくする複数の不在者について氏名及び生年月日のみ併記した場合に限り1件扱いとする。

(A4)

相続財産管理人の選任									
次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないもので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。									
平成 年(家) 第 号 (申立人の住所)									
申立人									
本籍									
最後の住所									
死亡の場所									
死亡年月日 平成 年 月 日									
出生の場所									
出生年月日 明治 大正 昭和 平成 年 月 日									
職業					被相続人亡				
(相続財産管理人の住所)									
相続財産管理人									
家庭裁判所					支部・出張所				

## 記載要領

(CODE:1540)

- 1 数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升に1字を、その他については、1字の場合は1升に1字を、2字以上の場合は1升に2字を記載する。
- 2 年号、裁判所名については、不要文字を二線で抹消する。/

行

相続権主張の催告											
次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。											
平成 年 (家) 第 号 <small>(申立人の住所)</small>											
申立人											
本籍											
最後の住所											
死亡の場所											
死亡年月日 平成 年 月 日											
出生の場所											
出生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日											
職業 被相続人 亡											
催告期間満了日 平成 年 月 日											
家庭裁判所 支部出張所											

## 記載要領

- 数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升に1字を、その他については、1字の場合は1升に1字を、2字以上の場合は1升に2字を記載する。
- 年号、裁判所名については、不要文字を二線で抹消する。

(A4)

日分

行



失踪に関する届出の催告									
次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立て									
があつたので、不在者は、届出期間満了の日まで									
に当裁判所に生存の届出をしてください。届出が									
ないときは、失踪宣告を受けることになります。									
また、不在者の生死を知る者は、同日までにその									
旨当裁判所に届け出てください。									
平成13年(家)第		1234号							
(申立人の住所)									
東京都港区○○町1丁目5番17号									
申立人		甲山一郎							
本籍東京都千代田区○○町2丁目3番4号									
(5)最後の住所		申立人の住所に同じ							
(6)不在者		甲山太郎							
明治・大正・昭和		平成12年1月12日生							
届出期間満了日		平成14年8月31日							
○○家庭裁判所		○○支部・出張所							

(CODE:1653)

## 記載要領

- 1 未帰還者に関する特別措置法に基づく戦時死亡宣告の場合には、上部欄外に轍と朱書きし、①を「未帰還者に関する特別措置法に基づく戦時死亡宣告」と、②を「今次戦争による生死不明者」と、③を「戦時死亡宣告」と、④を「生死不明者」と、⑤を「所在」とそれぞれ訂正した上、申立人については、「何都道府県知事何某」などと表示し、「最後の所在」としては判明している最後の場所、所属部隊等を記載する。
- 2 数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升に1字を、その他については、1字の場合は1升に1字を、2字以上の場合は1升に2字を記載する。
- 3 氏名は5字取り（5文字未満は姓名間に空白を入れ5文字にする。例：甲野□口茂）で記載する。
- 4 数件の同種の公告を行う場合には、1件ごとに定型原稿用紙を使用する。ただし、本籍及び最後の住所を同じくする複数の不在者について氏名及び生年月日のみ併記した場合に限り1件扱いとする。

## 記載例2

官報公告定型番号第16号

失 踪 宣 告											
平成13年(家)第123号											
本籍東京都港区○○町2丁目10番5号											
最後の住所東京都千代田区○○町1丁目15番											
3号											
不在者甲山次郎											
明治大正昭和平成12年1月15日生											
平成13年12月15日失踪宣告審判確定											
○○家庭裁判所○○支部出張所											
裁判所書記官											

(CODE:1660)

- 記載要領
- 戦時死亡宣告の場合には、「最後の住所」を「最後の所在」と「不在者」を「今次戦争による生死不明者」とそれぞれ訂正し、上部欄外に印と朱書する。
  - 宣告取消の場合には、「宣告」の次に「取消」と記載し、「最後の住所」・「不在者」につき適宜、必要な補正を加える。
  - 数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升に1字を、その他については、1字の場合は1升に1字を、2字以上の場合は1升に2字を記載する。
  - 年号、裁判所名については、不要文字を二線で抹消する。
  - 数件の同種の公告を行う場合には、1件ごとに定型原稿用紙を使用する。ただし、本籍及び最後の住所を同じくする複数の不在者について氏名及び生年月日のみ併記した場合に限り1件扱いとする。

(A4)

日 分 行

相続財産管理人の選任												
次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないもので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。												
平成13年(家)第				128号								
(申立人の住所)												
東京都港区○○町1丁目10番5号												
申立人	甲山三郎											
本籍	神奈川県	○○市	○○町	2丁目	5番	17号						
最後の住所	申立人の住所に同じ											
死亡の場所	申立人の住所に同じ											
死亡年月日	平成13年9月30日											
出生年月日	明治大正昭和平成12年1月16日											
職業	無職			被相続人	亡	丙野	次郎					
(相続財産管理人の住所)												
東京都千代田区○○町7丁目6番5号												
相続財産管理人	丙山五郎											
○○家庭裁判所				○○支部	出張所							

## 記載要領

(CODE:1540)

- 1 数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升に1字を、その他については、1字の場合は1升に1字を、2字以上の場合は1升に2字を記載する。
- 2 年号、裁判所名については、不要文字を二線で抹消する。

日分

行

## 記載例5

官報公告定型番号第19号

相続権主張の催告									
次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。									
平成13年(家)第223号									
(申立人の住所)									
東京都港区○○町2丁目3番15号									
申立人 甲山五郎									
本籍 神奈川県○○市○○町6丁目8番10号									
最後の住所本籍に同じ									
死亡の場所本籍に同じ									
死亡年月日 平成12年7月21日									
出生の場所本籍に同じ									
出生年月日 明治大正昭和平成15年3月3日									
職業無職					被相続人亡丙野五郎				
催告期間満了日 平成13年8月31日									
○○家庭裁判所 ○○支部出張所									

## 記載要領

(CODE:1550)

1 数字は、アラビア数字を用い、事件番号は1升に1字を、その他については、1字の場合は1升に1字を、2字以上のは1升に2字を記載する。

2 年号、裁判所名については、不要文字を二線で抹消する。

日分

行

(A 4)

記載例6

官報公告定型番号第29号（継続用紙）

失 踪 宣 告

平成 13 年 (家) 第 123 号

／本籍 東京都港区○○町 2 丁目 10 番 5 号

／最後の住所 東京都千代田区○○町 1 丁目 15 番／

／ 3 号

／不在者／甲山 次郎

／昭和 12 年 1 月 15 日生

／平成 13 年 12 月 15 日失踪宣告審判確定

○○家庭裁判所○○支部／

裁判所書記官／